

基本調査

1. 基本調査の目的

この基本調査は、今般本校で発生した事案に関する事実確認及び背景調査を目的に実施しました。

また、本調査は、これまでに実施した関係教職員及び関係学生への聞き取り調査の結果をまとめ、更にこのたびの反省点を踏まえた再発防止をまとめたものです。

2. 調査項目

主な調査項目は以下の(1)から(3)になります。

(1) 学生会執行委員会の活動実態について

- 1) 2020年4月からこれまでの主な活動実態
- 2) 学生会費使用方法の変更の経緯とこれまでの作業実態
- 3) 8月から9月にかけての発注、納品作業、領収書現物、納品物品等の状況
- 4) 陽向君の学生会長就任の経緯

(2) ハラスメントの有無について

- 1) 陽向君・学生Aからのハラスメント相談(6月)に関する経緯
- 2) 学生会における文化祭中止案(6月)のとりまとめの経緯
- 3) 文化祭の方針についての合意、合意後の動き

(3) 会計監査に至る経緯について

- 1) 昨年度の領収書についての調査、領収書現物、監査依頼の経緯
- 2) 10月2日(金)から3日(土)にかけての会計監査準備に関する経緯
- 3) 10月2日(金)から5日(月)にかけての会計監査準備に関する経緯 (追加事項)

3. 聞き取り調査の対象者

これまでに実施した聞き取りの対象は以下のとおりです。

氏名	担当・役割
学生会の関連行事を助言・支援する担当教職員	教員A、教員B、教員C、教員D、職員A
該当クラス担任	教員E
学生会執行委員会(3名)	学生A、学生B、学生C
文化祭実行委員会(2名)	学生D、学生E
学生会監査委員会(2名)	学生F、学生G

4. 聞き取り調査の実施状況

10月15日(木)に校長より教員F(学生主事経験者)・教員G(ハラスメント防止委員会委員長経験者)へ聞き取り役を依頼し、第三者を含む調査会の設置に先立って、調査

を進めることとしました。

関係教職員からの聞き取りは、10月15日(木)から11月10日(火)までの期間に教職員6名に対して、各者1~2回実施しました。

関係学生への聞き取りは、10月12日(月)~16日(金)の前期末試験期間を避けて日程を設定する必要があったため、10月21日(水)から11月17日(火)までの期間に、学生7名に対して、各者1~2回実施しました。大きな動揺を見せた学生については、保護者とも連絡を取りつつ日程を調整したうえで行いました。また、これらの学生の中には、前期末試験を欠席した学生もいたため、追試験に支障がないよう配慮したうえで聞き取りを行いました。さらに、特に動揺が大きかった一部の学生については、担任教員及び臨床心理士の陪席のもとで聞き取りを行うこととしました。

追加による関係学生への聞き取りは、12月11日(金)に実施しました。

学生会の予算執行に関しては、学生会長以外の学生が把握している部分は少ない状況にあり、全容を把握するには時間を要すると考えられます。

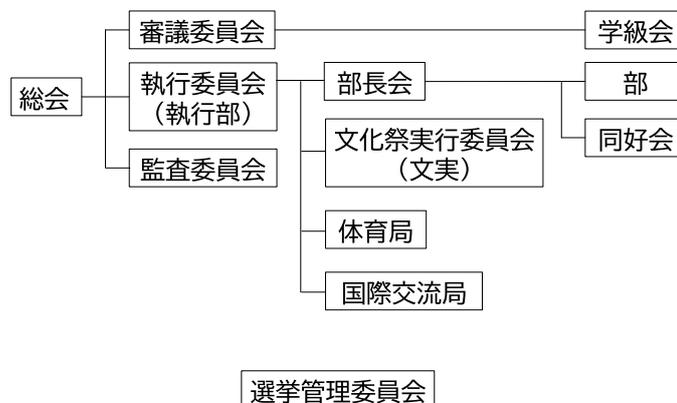
5. 学生会について

学生会は、「学生の自発的活動を通じて集団生活への認識を深め、かつ、相互の親睦を図り学生生活を向上させ、本校教育目標の達成に資すると共に民主国家に相応しい健全な精神を有する人間を育成することを目的」(東京高専学生会規約第1章第2条)に設置されています。

本校の学生会は、学生全員により構成されています。学生は入学と同時に学生会へ加入し、毎年会費を納入して、それを基金として、部活動、文化祭等の課外活動を行っています。

学生会は、教員と学生の相互の信頼を基盤に成り立つもので、学生がよき社会人となるための資質を育む上で、貴重な体験を得る場です。

学生会長は、全学年から選挙により選ばれ、秩序ある活動を行うため、各役員と協力して、自主的に学生会(下図は組織図)を組織運営しています。



学生会の組織図

6. これまでの聞き取り調査の概要

主な聞き取り調査の概要は以下の(1)から(3)になります。

(1) 学生会執行委員会の活動実態について

1) 2020年4月からこれまでの主な活動実態

■ 2020年4月

- ・ 4月は新型コロナのため休校となり、学生会活動は、4月から5月の間はオンラインに限定した活動となりました。6月より対面授業が一部再開し、学生会の対面活動も限定的に再開しました。
- ・ 文化祭について例年の準備、実施状況を調査し、今年度案(飲食、一般公開、体育館使用等を制限して新型コロナ対策を講じた案)の検討依頼が学校側から学生委員会(「学生委員会」とは学校組織の一つで教職員により構成されています。委員長は副校長(学生主事)です。)経由で、学生会執行委員会(以降、執行部)及び学生会文化祭実行委員会(以下、文実)へ伝えられました。その検討依頼を受けて学生会では、オンラインで検討を始めました。

■ 2020年5月

- ・ 5月5日(火)に、学生Dは陽向君へ、執行部として文化祭開催を延期するよう学生委員会に申し出る旨を、文書で要望しました。
- ・ 5月12日(火)に、陽向君は教員Aへ、文化祭延期の要望書を提出しました。この中に「学生会長、副会長、文実委員長、文実副委員長にて協議した上で、学生会としての方針を6月8日以降に学生委員会に提出したい」という文言がありました。その後、陽向君を中心とする執行部では、文化祭中止の方向で議論が進み、一方、文実では、文化祭開催の方向で議論が進みました。

■ 2020年6月

- ・ 6月13日(土)に、学生Aは教員Bへ、文化祭中止に関する相談を申し出て、教員Aと教員Bに6月15日(月)に会う約束をしました。
- ・ 6月15日(月)に、陽向君と学生Aは教員Aへ、文化祭中止の要望書を提出しました。文化祭中止の要望書は執行部のみで作成したもので、この段階では、まだ文実との合意を得ていませんでした。
- ・ 6月26日付の文書「学生会からの要望書取り下げについて」により、執行部からの文化祭中止の要望書は取り下げられました。

■ 2020年7月

- ・ 7月6日(月)及び13日(月)の2度にわたり、教員A、教員B、教員Cの陪席のもと、執行部と文実で、文化祭に関して対面で話し合いました。
- ・ この頃、陽向君は、前任者(2018年度)までの会計業務の問題点を解消す

るため、新しい学生会費使用方法（以降、新会費使用法）の策定を行っていました。原案の策定には、学生Bが協力しました。新会費使用法とは、各団体が一年単位での物品請求リストを学生会に提出し、それを学生会がまとめて学生課に提出して学生会費からの現金支給を受け、その現金で執行部会計係で各団体の物品を購入した上で物品を各団体に渡し、購入分のレシートと残金を学生課に渡す、という手順でした。

■ 2020年8月

- ・ 8月7日(金、夏休み前の授業最終日)に、執行部と文実とのオンライン会議があり、教員Cも陪席しました。会議はスムーズに進み、文化祭開催が承認されました。物品等の購入は新会費使用法に従い、8月31日(月)までに文実の各部門で必要物品リストを作成することとなりました。提出されたリストを執行部会計係で精査して、その後、物品購入することになっていました。後に、陽向君の意向により、発注・購入作業は執行部会計係ではなく、陽向君ひとりで行うことになりました。

■ 2020年9月

- ・ 9月6日(日)に、陽向君が職員Aへ、文実の各部門からの必要物品リストに基づいて作成された「学生会費出金依頼書」を提出しました。
- ・ 9月10日(木)に、職員Aは陽向君へ、「学生会費出金依頼書」に基づき、現金1,658,467円を渡しました。

2) 学生会費使用方法の変更の経緯とこれまでの作業実態

■ 2019年度

- ・ 2019年度の学生会費使用法は次の通りでした。まず、毎月、各団体が物品請求リストを執行部に提出し、それらを執行部がまとめて学生課に提出します。次に、学生課で管理する学生会費から現金を支給され、それが各団体に分配されます。各団体は配分された現金で必要物品を購入し、購入レシート(領収書)と残金を執行部に提出します。最後に、執行部が全てのレシートと残金を集め、学生課に提出し、報告するという流れでした。
- ・ 陽向君の前任者(2018年度)までは、領収書の不備、飲食物等の用途不明な購入費の存在、過剰な繰越金(約300万円)等の問題があり、会計業務の見直しが課題でした。
- ・ 教員Cは、陽向君は、会長就任後、陽向君主導により学生会費による飲食物購入を禁止し、会計業務の改善に尽力していた、と話していました。

■ 2020年6月

- ・ 陽向君は職員Aに、新会費使用法について相談しました。陽向君は、毎月の各団体との現金及び領収書のやり取りをやめ、執行部会計係が一括し

て物品購入することによって、会計業務を刷新しようと考えていました。職員Aは陽向君に、執行部会計係で発注から物品検収までを一括してひとりで行うことは大変過ぎるのでやめるように助言しました。

■ 2020年7月

- ・職員Aから助言を受けた後も、陽向君は、新会費使用法へ移行する準備を進めました。
- ・学生Bは陽向君と話し合い、陽向君発案の新会費使用法を文書にまとめました。この段階では、執行部会計係が物品購入と各部門へ物品配付を担うことだけが決まっていたのですが、具体的な業務の流れや役割分担は、まだ決まっていませんでした。新会費使用法については、陽向君の承認を得た後、7月10日付で学生Bの名前にて、学生Bが各部門の長宛に決定事項として通知しました。なお、学生Bは、新会費使用法について、執行部としての承認が得られていたか、記憶していないと話していました。

■ 2020年8月

- ・学生Bは、新会費使用法では、執行部会計係で物品の精査、購入、納品・検収を行うものと考えていましたが、陽向君は、物品購入、納品・検収の作業は自分ひとりで行おうと考えていました。学生Bが陽向君と認識が違っていることに気づいたのは、実際に物品を発注する直前で、8月に入ってからでした。学生Bは陽向君に、ひとりで購入・発注作業を行うのは大変なので、自分も含め、執行部会計係で手伝いたいと申し出ましたが、陽向君は大丈夫だと答え、ネット通販で購入する場合、陽向君の個人アカウントを執行部会計係で共有したくないので、ひとりで行いたいと学生Bに説明しました。
- ・学生Cも陽向君に、陽向君ひとりで行う新会費使用法で大丈夫かと尋ねましたが、陽向君は大丈夫だと答えた、と話していました。学生Cは、新会費使用法の業務について、具体的な内容は知らないと話していました。
- ・学生Aも陽向君に、購入や発注などの業務を、もっと他のメンバーにも割り振るよう助言し、自分も手伝うと申し出ましたが、頼まれませんでした。
- ・学生Dは、新会費使用法は破綻すると思いました。しかし、決定事項と告げられたので、それに従いました。破綻すると感じた理由は、執行部会計係の人員不足、文実だけでも部門が10部門あり、これに部活動等の団体が加われば処理が間に合わないと思ったからと話していました。なお、学生Dは物品購入に関する現金の流れは知らないと話していました。
- ・新会費使用法は、陽向君と学生Bが、教員Aや教員Bと相談なしに、学生会の委員会や部門の長宛に決定事項として発出したものでした。このことを教員Aが把握したのは8月4日(火)でした。陽向君と学生Bにより

実行された新会費使用法について、教員A、教員B、教員C、教員D及び職員Aで協議し、文化祭の分だけはやらせてみてあげよう、大変だったら考え直すだろう、と考えて、しばらく学生会の様子を見守ることにしました。この時点で、教員A、教員B、教員C、教員D及び職員Aが把握していた情報は、7月10日付で学生Bの名前で発出された文書の内容であり、具体的には、執行部会計係が組織的に必要物品の精査、購入、納品、配付を行うと記されていた内容についてでした。教員A、教員B、教員C、教員D及び職員Aは、陽向君ひとりで物品購入から配付までの業務全てを担うという認識はありませんでした。

3) 8月から9月にかけての発注、納品作業、領収書現物、納品物品等の状況

■ 2020年8月

- ・ 物品購入は新会費使用法に従い、8月31日(月)までに文実の各部門で必要物品のリストを作成し、執行部会計係で精査して「学生会費出金依頼書」を学生課に提出することになりました。

■ 2020年9月

- ・ 前述のように、9月6日(日)に、陽向君が職員Aへ、文化祭のため文化祭関係の各部門から上がってきた必要経費申告に基づいて作成した「学生会費出金依頼書」を提出しました。
- ・ 前述のように、9月10日(木)に、職員Aは陽向君へ、「学生会費出金依頼書」に基づき、現金1,658,467円を渡しました。このうち、12月3日(木)現在、教員Aと教員Dが学生会費で購入・納品・支払い済みの物品(約60万円分)を確認しましたが、残りの約100万円について、学校は、その所在を確認できていません。

■ その他

- ・ 学生Aは、陽向君より、学生会費の管理について、職員Aから預かった学生会費約160万円は、学生会費専用の陽向君名義の口座に入れている、と聞きました。学生Aは、その通帳の所在はわからないと話していました。
- ・ 学生Aは、陽向君より、必要物品は店舗やオンラインで購入している、と聞きました。学生Aは、購入・発注は陽向君ひとりで行っていたため、具体的な購入先や支払い方法などはわからないと話していました。
- ・ 学生Aは、学生会室に学生会長専用金庫があり、陽向君がその鍵を持っていて、その他の執行部委員は開け方を知らない、と話していました。
- ・ 学生Aは、学生会室に学生会長専用ノートPCがあり、陽向君はそのノートPCを物品発注専用に使っていた、と話していました。学生Aによると、陽向君以外はそのノートPCのパスワードを知らないとのことでした。

4) 陽向君の学生会長就任の経緯

■ 2019年4月

- ・ 陽向君は2019年度の会長選挙に立候補しました。他に1名の立候補がいましたが、選挙の結果、陽向君が当選し、学生会長に就任しました。
- ・ 陽向君の前任者(2018年度)までの会計業務には、前述のような問題があり、その改善が課題となっていました。

■ 2019年12月

- ・ この頃、陽向君が学生会費で購入した物品の中に、後に、用途不明な物品及びポイントの扱いに疑義があると指摘されたものがありました。
- ・ 教員Cは陽向君へ、各部で学生会の物品購入時に生じたポイントは、学生会活動の一環とみなせる物品であれば、各部において使用して構わないと伝えました。

■ 2020年4月

- ・ 陽向君は2020年度の会長選挙に立候補しました。他に1名の立候補がいましたが、選挙の結果、陽向君が当選し、引き続き学生会長に就任しました。

(2) ハラスメントの有無について

1) 陽向君・学生Aからのハラスメント相談(6月)に関する経緯

■ 2020年6月13日(土)

- ・ 陽向君は教員Bへ、文化祭を中止したい旨を伝えました。理由は、執行部と学校の責任分担が不明確だったからでした。
- ・ 13時45分頃～：教員Bは陽向君へ、文化祭中止について、文実と事前協議をしたかどうか質問をしました。陽向君は教員Bへ、文化祭中止は6月12日(金)の執行部にて全会一致による決定であり、文実へは事後報告すると伝えました。
- ・ 14時半頃：陽向君は教員Aへ、教員Bのハラスメントと取れる発言について相談したいと伝えました。教員Bは、執行部に対して、文実との協議を経て文化祭中止に関する結論を出してほしいという考えを伝える意図で、「学生会の独断」、「暴走」、「信用が落ちる」という発言をしました。また、先に執行部から教員Aに提出された書類の文言「学生会長、副会長、文実委員長、文実副委員長にて協議した上で、学生会としての方針を6月8日以降に学生委員会に提出したい」とも矛盾していたことを指摘するつもりでの発言でもありました。この発言を、陽向君は、議論をやり直すよう圧力をかけられたと受け取り、ハラスメントとも取れると指摘しました。

- ・ 15 時頃～：教員 B は陽向君へ、文化祭中止の決定前に、文実と事前協議が必要だと伝えました。陽向君は教員 B へ、文化祭で生じる問題は最終的に執行部の責任となる懸念を伝えました。また、陽向君は教員 B へ、教員 B による学生 A への発言にハラスメントを感じると伝えました。教員 B は陽向君へ、圧力をかけたように聞こえてしまったことに対して謝罪しました。一方、陽向君は教員 B へ、第三者を交えて教員 B の発言趣旨を伺いたいと伝えました。教員 B は陽向君へ、改めて謝罪を伝えました。教員 B の真意は、文化祭中止を決定する前に、文実と最終的な協議をしてほしかっただけだったと伝えました。
- ・ 20 時半頃～：教員 A は陽向君と学生 A に、6 月 15 日(月)の 1・2 限目に面談する約束をし、陽向君は教員 A へ、改めて相談したい内容は、教員 B のハラスメントと受け取れる発言に関する事だと伝えました。陽向君は学校長宛のハラスメント申入書を作成する一方で、教員 A へ学校長まで提出する気は微塵もないと伝えました。陽向君から教員 A に送られた申入書には、6 月 14 日付のものと 6 月 15 日付の 2 種類があり、学生会代表の学生会長名で作成され、学生会の公印も押されていました。学生 C は、陽向君はハラスメント申入書を執行部委員に見せていたが、執行部としての合意は得ずに作成したと話していました。陽向君は教員 A へ、教員 B から陽向君への謝罪があり、大事にしたいので教員 A で止めてほしいと伝えました。

■ 2020 年 6 月 15 日(月)

- ・ 9 時頃：陽向君と学生 A が教員 A を訪ね、6 月 13 日(土)に教員 B から学生 A へハラスメントとも取れる発言があり、この件について、同日教員 B が陽向君へ謝罪していた事実を伝えました。教員 A は陽向君と学生 A へ、本校のハラスメント申し立ての手続き方法を説明し、その上で、この件をハラスメントとして申し立てる意思について確認しました。陽向君と学生 A は、それはしないとの意思を示しました。その後、陽向君がハラスメントを申し出た記録はありません。
- ・ 12 時頃：教員 B は陽向君と学生 A へ、教員 A の同席のもと、6 月 13 日(土)の発言について改めて謝罪しました。陽向君と学生 A は教員 B からの謝罪文をその場で受け取りました。教員 A は陽向君と学生 A へ、後で相談したいことが出てきたら、また教員 A のところへ来るように伝えました。

■ 2020 年 6 月 19 日(金)

- ・ 14 時 30 分頃：教員 A は陽向君に、6 月 15 日(月)のことについて、その後相談したいことはないかと質問し、陽向君は教員 A に、15 日(月)のことはもう気にしていないと答えました。

■ その後

- ・ 学生Gは、ハラスメント申入れの件について、文化祭の開催について学生同士で話し合っていた途中であり、教員Bが議論に割って入ってくるのが嫌だったので、これを教員Aに伝えたかっただけではないか、と話していました。また、学生Aは、これを大げさにするつもりはなかったと話していました。
- ・ 学生Eは、陽向君と学生Aが文化祭中止を教員Aへ申し出る際、交渉の手段として、「教員Bのハラスメントを申し入れよう」となったようだ、と話していました。
- ・ 学生Dは、学生Aと教員Bとのやり取りを知り、変な争いは起こすなと陽向君と学生Aを注意していました。陽向君と学生Aは、教員Bが学生会の議論に割って入ってくるのが面倒だから、ハラスメントにしようとしているように見えたと話していました。学生Dは、実際に、陽向君と学生Aがハラスメントを言い出したことを聞いて驚いたと話し、教員Bの注意は普通のことであり、これがハラスメントなら何も指導はできないと感じた、と話していました。

2) 学生会における文化祭中止案(6月)のとりまとめの経緯

■ 2020年4月

- ・ 前述のように、新型コロナ対策を講じ、規模縮小による文化祭案について、執行部と文実では、オンラインで検討を始めました。

■ 2020年5月

- ・ 前述のように、執行部と文実の協議を経て、陽向君は、学生委員会へ文化祭延期の要望書を提出しました。理由は、新型コロナの影響で学年暦変更があり、文化祭と前期末試験の日程が近接したためでした。要望書の中には「学生会長、副会長、文実委員長、文実副委員長にて協議した上で、学生会としての方針を6月8日以降に学生委員会に提出したい」という文言がありました。その後、陽向君を中心とする執行部では、文化祭中止の方向で議論が進み、一方、文実側では、文化祭開催の方向で議論が進みました。

■ 2020年6月

- ・ 学生Aは教員Bへ、文化祭中止に関する相談を申し出て、教員Aと教員Bに6月15日(月)に会う約束をしました。
- ・ 6月15日(月)に、陽向君と学生Aは、教員Aへ、文化祭中止の要望書を提出しました。文化祭中止の要望書は執行部のみで作成したもので、この段階では、まだ文実との合意を得ていませんでした。

3) 文化祭の方針についての合意、合意後の動き

- 2020年6月
 - ・ 前述のように、6月26日付の文書「学生会からの要望書取り下げについて」により、執行部からの文化祭中止の要望書は取り下げられました。
- 2020年7月
 - ・ 前述のように、7月6日(月)及び13日(月)の2度にわたり、教員A、教員B、教員Cの陪席のもと、執行部と文実で、文化祭に関して対面で話し合いました。
- 2020年8月
 - ・ 前述のように、8月7日(金、夏休み前の授業最終日)に、執行部と文実とのオンライン会議があり、教員Cも陪席しました。会議はスムーズに進み、文化祭開催が承認されました。物品等の購入は新会費使用法に従い、8月31日(月)までに文実の各部門で必要物品のリストを作成することとなりました。

(3) 会計監査に至る経緯について

1) 昨年度の領収書についての調査、領収書現物、監査依頼の経緯

昨年度の学生会費執行状況について、現在、改めて詳しい調査を行っています。これまでの調査で、学校として所在を確認できなかった物品は、少なくともiPhoneが1台、格安SIMが1つとなっています。なお、引き続き、詳しい調査を進めています。

- 2019年12月
 - ・ この頃に陽向君が学生会費で購入した物品について、後に、用途不明の物品及びポイントの扱いに疑義があると指摘がありました。
 - ・ 学生Dは、2019年11月か12月頃、学生会室で陽向君からポイントでジュースを買っていると聞いたと話していました。学生Dは、そのときルールに外れていないかと疑義を投げかけましたが、陽向君は、ポイントの使用については規則がないから問題ないと答えていた、と話していました。学生Dは、このことを当時の監査委員に伝えました。
- 2020年9月25日(金)
 - ・ 学生Eは、学生会費による物品購入に伴うポイントで私的な買い物ができるということを陽向君から聞いたことがあると話していました。職員Aが、陽向君より提出された学生会の会計書類の領収書を確認したところ、2019年12月分の領収書において、ポイント欄に墨消しがあることを発見しました。教員A、教員B、教員C、教員D及び職員Aで協議した結果、学生会

の予算チェックを行う役目である監査委員会（学生F及び学生G）に、学生会費による物品購入に伴うポイント及び用途不明の物品の有無について、確認を依頼することとしました。監査実施を決めた理由について、教員Aは、昨年度の領収書のポイントの部分が墨消しされたものがあり、ポイントが高額であれば使用ルールが必要と判断しました。そこで、まずは、昨年度のポイント使用の状況について調べてもらうことにしたと話していました。教員Aは、この時点で、陽向君が追い詰められた状況になっているとの認識はなく、監査を中止する考えはありませんでした。

■ 2020年10月2日(金)

- ・ 職員Aは、学生F及び学生Gに会計監査に必要な当該領収書のコピーを渡しました。

2) 10月2日(金)から3日(土)にかけての会計監査準備に関する経緯

■ 2020年10月2日(金)

- ・ 学生F及び学生G(ともに寮生)は、当日の舎監が教員Bであることを知り、21時過ぎに舎監室を訪ね、これから陽向君とテレビ電話で2019年12月の購入物品について質問すると報告しました。教員Bは、学生会活動は学生の主体的活動であることを考慮し、やり取りは学生に任せ、見守ってみようという考えでいました。念のため、二人に対して、事前に、陽向君に問い詰めるような質問の仕方をしないように指導をしました。学生Fと学生Gは舎監室前ロビーから陽向君にテレビ電話し、教員Bは舎監室で舎監業務をしました。教員Bは学生Fと学生Gへ、事前に質問の仕方について注意を与えていたので、学生の主体性を重んじ、舎監室とロビーの扉は閉じて会話そのものは聞かなかったと話していました。学生Fと学生Gは、舎監室前ロビーからテレビ電話で、陽向君に学生会費で購入したiPadやiPhoneの用途、ポイントの使用(学生会費による物品購入に伴うポイントが2019年12月頃に使用されていたこと)等について尋ねました。学生Fと学生Gは、陽向君に淡々と質問をしました。
- ・ 陽向君は学生F及び学生Gへ、iPadは備品管理等を行う目的に3台購入し、iPhoneは外部との連絡のために購入したと説明しました。また、陽向君は学生F及び学生Gへ、ポイントの使用は学生会則に規則はないので問題はないと説明しました。学生F及び学生Gは陽向君へ、監査を行いたい旨を伝え、陽向君の意向により、10月5日(月)午前8時から陽向君本人の立会いの下で、学生F及び学生Gが学生会室へ行き監査をする約束をしました。
- ・ 学生Fと学生Gは、陽向君とのテレビ電話の終了後、舎監室に来て、陽向

君との通話が終わった旨を伝えました。学生F及び学生Gは、その後、舎監室前ロビーで、寮生の学生会副会長のひとり呼び、陽向君に確認した内容について質問しましたが、その学生は何も知らないとのことでした。教員Bによると、学生F及び学生Gの打合わせは22時過ぎに終わったとのことでした。

- 学生F及び学生Gは、学生課から受け取った領収書のコピーを確認し、ポイントの件以外に、用途不明な物品として、アップルウォッチの充電器（アップルウォッチは、学生会の備品にはない物品）、格安SIMが購入されていることを確認しました。

■ 2020年10月3日(土)

- 学生F及び学生Gは、10月5日(月)の監査の前に学生会室を確認しておこうと考えました。そこで、学生Aに依頼し、学生会室の説明役に学生A（寮生）が協力することになりました。学生F及び学生Gは、学生Aを伴って、守衛所へ学生会室の鍵を借りに行きました。警備員からは、土・日・祝日は、教職員にしか鍵を貸し出しできないと言われました。
- そこで、寮の玄関を出たところで、学生F、学生G及び学生Aは舎監業務が終わる教員Bを待っていました。学生F及び学生Gは、学生Aが学生会室の説明をしてくれるので、監査前に学生会室を確認したいこと、そのために警備員から学生会室の鍵を借りてほしいことを教員Bに依頼しました。教員Bは事情を理解し、学生会室の鍵を警備員から借り受けました(9時半頃)。学生F及び学生Gは学生会室内を確認するために入室し、学生Aは室内の説明役として入室しました。教員Bは、鍵を借りた立場上、同行しましたが、学生会の主体的な活動を妨げないよう見守り役に徹しました。
- 学生会室の入口ドアには、学校の許可なく、内部から電子錠が敷設され、学生課から鍵を借り受けずに入室できるようになっていました。後日分かったこととして、学生Cによると、陽向君が学生会室の内側に電子錠を取り付けたのは9月頃とのこと、学生Cは、電子錠の開け方はわからないと話していました。また、学生Aによると、電子錠の開錠方法は、陽向君と学生Aを含め3～4名の学生だけが知ってるとのことでした。学生Aは、陽向君が学校の許可を得て電子錠をつけたものと思っていました。
- 学生F及び学生Gが学生会室内を確認したところ、監視カメラが設置されていました。監視カメラは陽向君のデスクの方向を向いていて、カメラの前を通ると机上のiPadに通知音と共にメールが着信している様子でした。学生会室に関する説明役であった学生Aは、陽向君より、学生会室の外側の監視カメラは発注物品の置き引き対策、内側の監視カメラは納品済み物品の無断持ち出し防止対策のために取り付けたと聞いた、と説明しました。

学生Aによると、防犯カメラの取り付け時期は分からない、とのことでした。教員Bは、行き過ぎたやり取りがないようその場を見守っていました。

- 学生F及び学生Gは、学生Aに購入物品の収納場所等について質問し、説明を受けていました。2019年12月に学生会費で購入したiPad3台の所在を確認しましたが、購入したはずのiPhone1台の所在を確認することができませんでした。また学生会室内に数十本の未開封で用途不明なペットボトル飲料の存在を確認しました。教員Bによると、学生会室内の確認により、学生F及び学生Gは事前に確認できることをすべて確認し終えることができた、と話していたとのことでした。
- 学生会室を退出した後、教員Bは10時半頃に守衛所へ学生会室の鍵を返却に行き、学生F、学生G及び学生Aの3名も同行しました。その後、教員Bは、学生Aから学生会の今後のことについて相談したいとお願いされ、学生F及び学生Gと共に第1棟ロビーへ場所を移して、学生Aの話を聞きました。教員Bによると、10時半過ぎから14時頃まで第1棟ロビーにいたとのこと、そのときは主に学生Aがひとりで話をしていたとのことでした。学生Aは、自分が副会長に就いた経緯や、学生Aが考えていた学生会の運営体制の改善案を説明していました。学生会長が親しい学生の中から副会長9名を選んで執行部を運営するのではなく、各部門や委員会の長を執行部のメンバーに選び、いろいろな部門や学生を組織的に巻き込んで運営できる体制に改善したい、と学生Aは説明していました。教員Bは、学生の主体的活動を妨げないように見守りましたが、学生会の組織的な運営体制について学生Aから助言を求められたので、助言する立場で意見を述べました。その他、教員Bによると、学生会室で確認できたことの整理、不正があった場合の学生の懲戒についての話があったとのことでした。教員Bは、学生Aから学生の懲戒について質問を受けました。教員Bは、一般的に、退学・停学・訓告及び教育的指導の4種類があることを説明し、これら4種類の概略について数分程度で伝えました。学生Aは、不正が本当であった場合、学生会活動や文化祭準備が停止しないかを心配していた様子でした。そこで、教員Bは学生Aに、学生会長である陽向君が矢面に立たないように配慮して学校が問題の解決をすることは可能であるし、前期末試験後の文化祭にも支障がないように学校がサポートすることも可能である、と話しました。14時頃に解散し、教員Bは第1棟の自室に戻りました。
- 学生F及び学生Gは、その後、10月5日(月)の監査の際に、陽向君に質問する内容を整理しました。20時頃、学生F及び学生Gは教員Bへ、まとまった監査事項を送りました。教員Bは、まだ校内に残っていたことを伝え、

学生F及び学生Gに依頼され、寮食堂で会うことになりました。教員Bによると、学生F及び学生Gは、学生会長だけでなく9名の副会長全員に対しても監査事項について回答を求めたいと話していたとのことでした。学生F及び学生Gは、副会長の中には事情を知らない人もいるだろうから、その場合は分からない旨を回答してもらえれば良いと話していました。教員Bは、念のため、監査の際には落ち着いた口調で話すように、学生F及び学生Gへ伝えました。

- この日の夜、学生Aは陽向君に、会計業務をひとりで抱えるのではなく、もっと他の人に仕事を振っていかないといけないのではないかと伝えました。また、学生Aは陽向君に、今のやり方では陽向君にはついていけないと伝えました。

3) 10月2日(金)から10月5日(月)にかけての会計監査準備に関する経緯(追加事項)

■ 10月2日(金)

- ・ 8時半頃、学生Fと学生Gは、職員Aより執行部の2019年12月分の領収書のコピーを受け取りました。
- ・ 学生Fと学生Gは、その日の夜までに、領収書の確認を終えました。学生Fと学生Gは、領収書からポイントの使用状況を確認し、他に、使用目的が不明な物品(iPad、iPhone、格安SIM、Apple Watch充電器等)の購入があることを確認しました。
- ・ 20時半頃、学生Fは、Teamsを用いて、執行部の2019年12月分の領収書の領収書について、確認したいことがあるので「5日以内に時間を作っていただけますか」というメッセージを陽向君へ送信しました。
- ・ 22時半頃、学生Fは、「今日もしくは明日の午前中でいかがでしょうか」というメッセージを陽向君より受信しました。学生Fは、意思疎通の取りやすい対面での面会を希望し、陽向君に「対面をお願いしたい」というメッセージを送りましたが、陽向君からは「5日以内に対面は難しい」と伝えられました。そこで、学生Fは「今の場合なら通話しても大丈夫ですか」と陽向君に確認すると、陽向君からはオンラインなら大丈夫という返信があり、その数分後にTeamsのテレビ電話が始まりました。通話は約30分間行われ、23時頃終了しました。通話では、学生Fと学生Gは、陽向君との間で、執行部の2019年12月分会計報告におけるポイントの用途、一部の物品(iPad、iPhone、格安SIM、Apple Watch充電器等)の使用目的や所在について、淡々と質疑応答を行いました。テレビ電話は録画されましたが、現在は保存期限切れのため、視聴できなくなっています。学校のTeamsのシステム管理者によると、期限切れの録画データを復元することはできないとのことでした。
- ・ 陽向君とのテレビ電話終了後、学生Fは、学生Aへ話を伺いたいと伝えましたが、学生Aの都合がつかず、翌朝(10月3日(土))に学生Aと会うことになりました。

■ 10月3日(土)

- ・ 8時頃、学生Fは、学生Aと会い、陽向君から聞いた内容を確認するため、一緒に学生会室を見に行こうということになりました。9時頃、学生Fと学生Aは、寮の学生Gの部屋を訪ね、3名一緒に学生会室に行くことになりました。
- ・ 9時半頃、学生Fと学生Gは、学生Aの同席のもと、教員Bに開錠してもらって学生会室に入りました。学生Fと学生Gは、10月2日(金)に陽向君から学生会室にあると聞いたiPhoneの所在を確認しようとしたのですが、収納場所にiPhoneはみつかりませんでした。学生Fと学生Gは、学生Aへ、所在不明のiPhoneや学校に許可なく学生会室に取り付けられていた電子錠などについて、知っていることはないか尋ねましたが、学生Aは詳しい事情は分からないと話していました。
- ・ 16時頃から、学生Fと学生Gは、執行部の2019年12月分の領収書の領収書、陽向君との10月2日(金)の通話、10月3日(土)に学生会室での確認内容をもとに、10

月 5 日(月)に陽向君に確認する項目を整理しました。学生Fと学生Gは、教員Bより、陽向君に説明の機会を設け、学生会活動として妥当な理由があれば、それを認めるよう助言を受けていました。この助言は、10月2日(金)の陽向君とのテレビ会議の前に、教員Bが学生Fと学生Gへ与えたものでした。そこで、学生Fと学生Gは、陽向君に確認する項目を整理するとともに、陽向君の言い分を尊重する方針を固めました。

- 学生Fと学生Gによると、20時頃、手書きの段階の案は出来上がったとのことでした。まだ校内にいた教員Bに寮食堂で案をみてもらいました。学生Fと学生Gは、教員Bより、確認項目毎に陽向君の言い分も確認し、学生会活動として妥当であれば認めるよう助言を受けたとのことでした。
- その後、学生Fと学生Gによると、学生Aは、寮から陽向君に電話を掛けました。学生Fと学生Gによると、学生Aは陽向君にポイントの件を問うと、陽向君は規則がないことや事前に教員Cの了解を得たことをあげ、問題ないと学生Aに説明しました。また、学生Fと学生Gによると、陽向君は学生Aに、iPadやiPhone等は、学生会活動の一環として外部との通信や購入物品の事務処理のために使用していると伝えました。

■ 10月4日(日)

- 10月4日(日)にかけて、学生Fと学生Gは、10月5日(月)に陽向君への最終的な確認項目を定めました。完成までに、何回か教員Bに確認事項を送り、教員Bから、内容については触れず、体裁について助言を得たとのことでした。
- 14時半頃、学生Fは、メールで10月5日(月)に陽向君立会いの下で、領収書の件について精査して報告したい旨を教員Aに送りました。教員Aは用件を確認したものの、外出中であったため、返信できませんでした。
- 21時半頃、学生Fは、陽向君へ、Teamsを用いて、「こんばんは、監査のFです。明日についてですが、到着時間がわかり次第連絡を頂きたいと思います。また確認書類を書いて頂くので会長印もしくは実印、両方でも構いませんが用意をお願いします。また経費項目の関係でアップルウォッチ本体とワイヤレス充電器を準備してください。同封の保証書などもあればお願いします。また、iPhone XRのケースの準備もお願いします。金曜日にお伝えしたポイント利用の明細についても必ず持ってきてください。その他、心当たりのある物があれば必ず持参してください。令和2年10月3日23:59以降の提出は隠ぺいとし、報告します。また、監査委員会は学校からの指示のもとで行いますので、指示には必ず従ってください。」とのメッセージを送りました。
- 23時頃、学生Fは、陽向君へ、Teamsを用いて、「23:09現在、メッセージが読まれていないようです。仮に10/5の登校中などに読まれた際は折り返し取りに戻ってください。こちらの時間は全く気にしないでいただいて大丈夫です」というメッセー

ジを送りました。

■ 10月5日(月)

- ・ 0時半頃、学生Fは、陽向君に送ったメッセージ(10月4日(日)21時半頃送信)の書類等の提出期限「10月3日23:59」の誤記に気づき、提出期限を「10月5日23:59」に訂正するメッセージを陽向君へ送り直しました。
- ・ 9時頃、学生Fと学生Gは、学生課窓口を訪れ、陽向君が約束の8時を過ぎても現れなかったと職員Aに伝えました。職員Aは、このことを教員Aに伝えました。
- ・ 9時半頃、学生Fは、約束の時刻を1時間半過ぎても現れない陽向君へ、チャットを用いて、「何も遅延に関する連絡ありませんが大丈夫ですか？無事なら大丈夫なんですけど...メッセージを見たらすぐに返信してください。時間次第では証拠資料等の提出期限を遅らせます」とのメッセージを陽向君へ送りました。
- ・ 10時頃、学生Fは、教員Aの教員室を訪ね、以下のことを報告しました。
 - ① 陽向君が約束の時間(8時)に現れなかったこと
 - ② 執行部の2019年12月分の領収書から家電量販店のポイント2~3万円分の減少があること
 - ③ ポイント以外にも用途不明な物品の購入が確認されたこと
 - ④ 会長と副会長に確認したい項目について問い合わせしたいと考えていること教員Aは、学生Fからの報告を受けて、ポイント確認以外にも確認したい項目がいろいろあることを知りました。教員Aは、学生Fに、試験前1週間に入るので、今回の確認はいったん延期しようと伝えました。
- ・ 教員Aによると、15時頃、学生Aは、教員Bに付き添われ、第2体育館内(他に人のいない)にて、教員Aへ、以下の報告をしました。
 - ① 10月2日(金)夜、学生Aも学生Fから執行部2019年12月分領収証の件について話を聞かれたこと
 - ② 10月3日(土)朝、学生Fと学生Gが、学生Aの同席のもと、学生会室に入り、物品の所在確認をしたこと、また学生会室の開錠は教員Bにお願いしたこと
 - ③ 学生会室に学校の許可なく電子錠が取り付けられていたこと
 - ④ 学生Aは、10月3日(土)(または4日(日)、学生Aの記憶はあいまい)夜に、ポイント使用や用途不明の物品などについてきちんと説明する必要があるのではないかと陽向君に伝えたこと
 - ⑤ 学生Aは、今のやり方では副会長としてついていけないと、陽向君に伝えたこと
 - ⑥ 学生Aは、教員Bに学生の懲戒について質問し、教員Bより説明を受けたこと学生Aに動揺がみられたので、教員Aは、今回の確認の目的は、ポイントの使用状況を確認し、適切に使用するルール作りを進めることであると伝え、そんなに心配する必要がないと学生Aに伝えました。
- ・ 17時頃、学校は、ご家族からの電話連絡により、陽向君の訃報を受けました。

7. 学校の対応において反省すべき点について

これまでの聞き取り調査の結果を踏まえて、本校の対応において反省すべき点について以下のようにまとめました。

(1) 学生会費の会計報告に関する課題及び執行方法の変更に関すること

- ・本校では、学生会費の執行において、学生会への配分額と領収書の集計額が整合しない状況が生じ、その結果、学生会として平成29年度から令和元年度の最終会計報告書の取りまとめが困難な状況となり、その改善が課題となっていました。学校としては、同報告書の作成に関する指導・助言をより積極的に行う等により、同報告書の未提出が連続する状況を改善しておく必要があったと反省しています。
- ・令和2年度からは、陽向君の発案により、学生会費の執行方法を変更しました。その骨子は従前の、各々の部・同好会や文化祭実行委員会の各部門(本部+9部門)に配分して各々が執行する方法から、執行部会計係が一括して執行する方法に改めるものでした。これにより、陽向君は、配分額と領収書の集計額の整合性を図る、という会計上の改革を目指していました。その過程で担当職員から発注から物品検収までを一括して行うのは大変すぎるので改めるよう助言しましたが、陽向君の意向を反映する形で、7月に学生会執行部は一括方式への変更を決定しました。8月に入って、関係教職員が一括方式への対応について協議し、学生の自発的活動を基本とする学生会の設置理念を尊重して、文化祭まではこれでやってみようということになりました。
- ・今回の聞き取り調査により、一括方式への変更が結果として学生会長の業務負担の増加に繋がっていたことが明らかになったことから、変更に至るプロセスにおいて、一括方式への変更によって生じる問題点を丁寧に説明するなど、従前より一歩踏み込んだ配慮をしておけばよかったと認識しています。

(2) 学生会費の配分及び管理に関すること

- ・一括方式への変更により、学校は9月に文化祭実行委員会の各部門から申請された金額(約165万円)を陽向君に一括して手渡しました。従前は文化祭実行委員会の部門ごとや各部・同好会ごとの配分でしたが、一括化に伴って金額が多くなりました。学生の自主性を尊重するという学生会の設置理念と、一連の改革を主導し積極的に取り組んでいる陽向君の意向を尊重して一括で手渡しましたが、顧みれば、未成年の学生に一度に預けるには金額が大きく、配分方法を考慮する必要があったと反省しています。
- ・一括化に伴って物品購入が陽向君に集中し、その購入の際、個人所有のポイントカードを使用していたため、そのポイントの総額が多くなりました。従前の方法で各部門(各部・同好会)に分散配分していた際には、ポイント利用について特に問題になることはなく、これに関するルールはありませんでした。ポイント利用に関するルールが未整備だったことも反省すべき点の一つと認識しています。

(3) 臨時の監査の進め方に関すること

- ・この度の臨時の監査は、学生会におけるポイントの使用状況を確認するために行ったもので、確認作業を進める上で、購入した物品の所在確認や学生会室の現状等についても確認範囲が広がっていきました。監査の一環としてこれらの作業を行いました。顧みれば、平日の夜間や土曜日・日曜日の活動の在り方について、反省すべき点があったと認識しています。

8. 再びこのような事が起こらないよう学校がなすべきことについて

これまでの聞き取り調査の結果及び学校の対応における反省点を踏まえ、本校は次のような対策を講じることといたします。学生に説明して合意を得た上で、順次実行してまいります。

(1) 学生会の在り方を見直し、学生会長に業務や責任が集中しない体制とします。

- ・現行の学生会は、会長及び執行部の下に、文化祭実行委員会、体育局、部長会(運動系部、文科系部等)等の実動部門が置かれています。今後は、これに代えて文化祭実行委員会、体育祭実行委員会(仮称)、部活動実行委員会(仮称)の3つの委員会を設置し、3者が連携して学生会活動を遂行する体制とします。各委員会には委員長及び副委員長を置き、担当分野に関する企画立案と運営を担います。これにより、会長に業務や責任が集中する状況を解消するとともに、組織をスリム化し迅速な意思決定と業務遂行を行います。

(2) 学生会費の経理方法を見直し、学生が現金を扱わない方法に改めます。

- ・現行は学生会費を学校から学生に配分し、学生が執行と管理を行っています。今後は新たに学生会費の管理を担当する職員を配置し、当該職員が現金出納業務を行うこととします。学生会側の役割は、実行委員会の各部門及び各部・同好会等への活動費配分額の決定までとし、その後の出納処理は当該職員が担当します。これにより学生が直接現金を扱う必要性を解消するとともに、当該職員の指導・助言の下で適切な経理作業を実行します。また、ポイント利用に関するルールを速やかに整備し、これを実行します。

(3) 学生会に新たに顧問(教員)を配置し、複数の教員による指導・助言の機会を強化します。

- ・現行は学生主事及び同主事補(3名)、計4名の教員が学生会への指導・助言を担当しています。今後は、新たに各実行委員会に1名ずつ顧問役の教員(計3名)を配置し、主事補とペアとなって当該委員会に関する指導・助言を行うこととします。顧問及び主事補には学生指導の経験が豊富な教員をもって充てることとします。これにより、学生の自発的行動を基本とする学生会の設置理念を尊重しつつも、複数の教員が連携して、よりきめ細かな指導・助言が行える体制を整備します。